

規制改革実施計画（抄） （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）

Ⅱ 実施事項

2. 賃金向上、人手不足対応

（１）健康・医療・介護

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減	a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」という。）の手続負担を軽減し、その生産性向上を図る観点から、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）の規定に基づき地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求（加算届出を含む。以下同じ。）の手続について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。 b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定並びに報酬請求に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に a の標準様式等を用いて申請・届出を可能とするためのシステム（以下「電子申請・届出システム」という。）の整備について、令和 9 年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得る。あわせて、電子申	a：措置済み b, c：（前段・後段）措置済み、（中段）令和 9 年度中を目途に措置	こども家庭 庁 厚生労働省

		請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。 その上で、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。 また、地方公共団体ごとの当該システムの利用の有無については、こども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。 c こども家庭庁及び厚生労働省は、標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得る。あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。その際、特段の事情があり、bのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。 その上で、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。 また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、こども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。		
--	--	---	--	--

(4) デジタル・A I

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	法定後見制度の課題と見直し	(略) e 厚生労働省は、市区町村長による後見開始の申立て等（以下「市町村長申立て」という。）について、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知。以下「令和3年通知」という。）及び「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る」	(略) e：令和7年度上期措置 f：令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置 g：直ちに検討・結論後速やかに措置 h：令和7年度措置	厚生労働省

		る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ & Aについて」（令和3年11月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名事務連絡）において、市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる地方公共団体である場合の申立基準やその参考となる情報を示しているものの、例外的事例である「施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等」の基準が不明確であるため、実際の市区町村間での具体的案件の調整を円滑に行うに足りる記載となっていないとの指摘があることから、令和6年度に同省が実施した市町村長申立てに係る調査・研究の結果を踏まえ、これまでに調整を要した事例（都道府県及び厚生労働省に相談があった事例を含む。）を、令和3年通知に基づく市町村長申立ての判断基準となるよう類型化し、市区町村に周知する。 f 厚生労働省は、「中核機関」について、その名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、後見制度の更なる利用促進を図る観点から、令和6年6月に立ち上げた地域共生社会の在り方検討会議において、その位置付けや名称について法改正を含めて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 g 厚生労働省は、後見人等から後見制度の相談を受ける中核機関の職員等のために同省が設置する相談窓口「K-ねっと」について、現場の認知が不十分であり、中核機関の職員等に十分に利用されておらず、また、他の地方公共団体や中核機関等が対応した事例や知見が共有されないため、中核機関の職員等の属人的な知見に頼らざるを得ないといった声があることを踏まえ、K-ねっとの認知度や利用状況等を把握した上で、認知度及び利用頻度の向上を図るとともに、あわせて、中核機関の職員等の負担軽減及び業務効率化を図る観点から、K-ねっとの相談対応で蓄積されたノウハウを基に「FAQ」を充実した上で、見つけやすく、また、利用されやすいウェブサイトに変更する。 h 厚生労働省は、各市区町村が成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第3条第2項を踏まえ、市民の中から成年後見人等の候補者を育成するために実施する市民後見養成講座（以下「講座」という。）について、講座を受講した市区町村と別の市区町村で市民後見人の登録を受けようとする際、後見人としての適正性の確認などのために再度講座の受講を求められることがあるとの声を踏まえ、特に過疎地域で市民後見人の養成が進むよ	
--	--	--	--

		う、市区町村間で重複するカリキュラムの受講を免除可能としている事例及び講座を再度受講せずに市民後見人の登録を受けられる事例並びに市民後見人の後見人としての適正性の確認の方法について調査を行い、市民後見人の候補者育成に向け市区町村における柔軟かつ効果的な講座の実施のための判断基準となるよう類型化した上で、好事例となるものを周知する。		
--	--	--	--	--